

○「農用地利用配分計画の認可申請に係る公告」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成31年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける者		賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 明田	仁多郡奥出雲町	仁多郡奥出雲町稲原410-1外5筆

2 申請年月日

平成31年3月15日

3 縦覧期間

平成31年3月22日から平成31年4月5日まで